国民健康保険税の税率等が変わります。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

当町の国民健康保険は、平成27年度に保険税率等を改定して以来据え置いてきましたが、医療費が高止まりにあるなど、今後も大幅な赤字が見込まれます。国保会計はこの赤字を埋めるため、一般会計からの多額の補てんを受け運営していますが、この赤字は削減・解消すべき額と位置付けられ、計画的な削減・解消が求められています。こうしたことから、保険率等について昨年度議会等でご議論いただき、今年度改定することになりました。

加入者の皆さんにご負担をいただくことになりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

[令和4年度からの新しい税率等]

区 分 (対象者)		加入者全員				40歳~64歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割別	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.00%	1.10%	1.10%
資産割資	資産に対して	23.40%	23.40%	9.00%	9.00%	4.90%	4.90%
均等割 -	-人当たり	16,000円	23,000円	<u>4,000円</u>	<u>7,000円</u>	4,500円	4,500円
平等割 -	-世帯当たり	25,000円	25,000円	6,000円	6,000円	4,500円	4,500円
課税限	良 度 額	630,000円	630,000円	190,000円	190,000円	170,000円	170,000円

[※] 令和4年度の納税通知書は7月上旬に発送する予定です。

○未就学児の均等割軽減

令和4年度から未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額が軽減されます。法定軽減が適用される低所得世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割軽減することになります。

なお、未就学児の軽減をうけるための申請は不要です。

○国民健康保険税の概要

国民健康保険事業に要する費用にあてるための目的税で、次の3つの区分で構成されています。 医療保険分…医療分の支払いにかかる課税額(加入者全員)

後期高齢者支援金分…後期高齢者支援金等の納付に要する費用にかかる課税額(加入者全員)

介 護 納 付 金 分…介護納付金の納付に要する費用にかかる課税額

(40歳~64歳までの加入者が対象)

○国民健康保険税の納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主の方になります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯のなかに国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。